

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本健康スポーツ連盟（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び、特別な職務を執行した非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等及び特別な職務を委嘱の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、理事会及び評議員会の承認があった場合、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、理事会及び評議員会の承認があった場合、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 前3・4項に関する支給は当分の間これを行わない。
- 6 評議員には、定款第16条第1項に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員（監事を除く）の報酬月額は別表Ⅰ「常勤役員の報酬月額」によるものとし、各々の理事の報酬月額は、別表Ⅰ「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表Ⅰ「常勤役員の報酬月額」によるものとし、各々の監事の報酬月額は、別表Ⅰ「常勤役員の報酬月額」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

3 非常勤役員（監事を除く）の特別な職務に対する対価としての報酬は、別表Ⅱ「非常勤役員の報酬」に定める金額以内で、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

4 非常勤監事の特別な職務に対する対価としての報酬は、別表Ⅱ「非常勤役員の報酬」に定める金額以内で、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

5 常勤役員に対し役員賞与を支給する場合の総額は別表Ⅲ「常勤役員賞与」のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。

6 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

7 各評議員の報酬は、特別な職務に対する対価として定款第16条第1項に定める年度の総額が、50万円を超えない範囲で支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとし、非常勤役員等にあつては、必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。

る。これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(準用)

第 10 条 この規程は定款第 35 条 1 項に規定する者で、その勤務の実態が役員と同等とみなせる者について準用する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

①この規程は、公益財団法人日本健康スポーツ連盟の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

②この規程は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。(平成 28 年 6 月 28 日評議員会決議)

別表 I 「常勤役員の報酬月額」

月額(円)	
第 1 号	50,000
第 2 号	100,000
第 3 号	150,000
第 4 号	200,000
第 5 号	250,000
第 6 号	300,000
第 7 号	350,000
第 8 号	400,000
第 9 号	450,000
第 10 号	500,000

理事 40 万円までの範囲内

業務執行理事 50 万円までの範囲内 監事 50 万円までの範

圏内

第 11 号 550,000

第 12 号 600,000

第 13 号 650,000

第 14 号 700,000

第 15 号 750,000 理事長 75 万円までの範囲内

別表Ⅱ「非常勤役員の報酬」

理事会出席の都度、謝金として一人一律 10,000 円の範囲内

特別の職務の対価については月額 30 万円までの範囲内

別表Ⅲ「常勤役員賞与」

基準日在職の常勤役員の報酬月額×2（係数）

別表Ⅳ「評議員の報酬」

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 10,000 円の範囲内

特別の職務の対価については月額 30 万円までの範囲内